

事 務 連 絡
平成28年10月14日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事の円滑な施工確保について

長年続いたデフレから完全に脱却し、中長期的な経済成長の実現のためには、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）及び平成28年10月11日に成立した平成28年度第2次補正予算も含めた今後の公共工事の円滑かつ適切な執行が重要です。

国においては、今後の予算を執行するにあたり、公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成とともに、地域企業の活用にも配慮しつつ、円滑かつ適切な執行を図ることとしておりますが、各地方公共団体においても、「未来への投資を実現する経済対策」の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成26年10月22日付け総行行第231号・国土入企第14号）において要請した内容を踏まえ、公共工事の円滑な施工確保を図るよう、地方公共団体及び指定都市に対し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づき、別紙のとおり要請しましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。